

○独立行政法人国民生活センターが保有する情報の公開に関する規程

令和5年4月1日規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）が定める法人文書の開示等に関して、国民生活センター（以下「センター」という。）の保有する情報を公開する事務処理に係る必要な事項を定め、もってセンターの情報公開制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(手数料)

第2条 法第17条によりセンターが定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
- (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄の開示の実施の方法に応じ、それぞれ右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。）。

ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が1の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書の開示請求を1の開示請求によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 3 法第9条により、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するに当たつて、センターがその旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し次の事項を通知する書面（以下「開示決定通知書」という。）において、写しの交付又は送付による開示の実施ができるとされた場合、法人文書の開示を受ける者は、当該法人文書の写しの交付又は送付に係

る開示実施手数料及び郵送料を納付して、当該法人文書の写しの送付を求めることができる。

この場合において、情報公開窓口にて現金支払い、現金書留、郵便局の振替、銀行振込のうちいずれかの方法で納入しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 センターが保有する法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第17条第3項に基づき、開示請求1件につき2,000円を限度として開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定により申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書をセンターに提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第2項の申請書の提出があったときは、開示実施手数料の減額又は免除の決定等を行い、提出者に書面により通知する。

(情報公開窓口の設置)

第4条 センターが保有する法人文書の開示請求の受付、開示等の事務を行う窓口として、広報部広報課に情報公開窓口を設ける。

2 第1項の情報公開窓口においては、開示請求の受付、開示請求書の補正に関すること等の事務を行うほか、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることを助けるため、規程の内容、開示請求の方法等開示請求の流れに関する情報の提供及び説明等をする。

(開示の実施方法)

第5条 法人文書の開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付若しくは送付により、電磁的記録については別表に規定する方法により行う。

(審査基準)

第6条 法第9条各項の決定を行うに当たっては、別に定めるセンターが保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準に従うものとする。

(各種様式)

第7条 法の規定による開示請求等に係る各種書面の様式については、別に定める。

別表

種類・数量	実施方法	算定基準
1. 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	ア. 閲覧	用紙100枚までにつき100円 (100枚を超える場合には100枚当たり100円を加算)
	イ. 複写(A3判まで)	白黒1枚につき10円。 カラーの場合は1枚につき20円
2. 写真、フィルム	ア. 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ. 印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
3. 録音テープ	ア. 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ. 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき430円
4. ビデオテープ	ア. 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ. ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき580円
5. 電磁的記録 (3又は4の項に該当するものを除く。)	ア. 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までにつき100円 (100枚を超える場合には100枚当たり100円を加算)
	イ. 専用機器により再生した動画や録音の閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ. 用紙(A3判まで)に出力したものの交付又は送付	白黒1枚につき10円。 カラーの場合は1枚につき20円
	エ. 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき310円
	オ. 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき310円

備考：用紙への複写、出力の場合において両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第2条第1項第1号で定める手数料については、当面の間徴収しない。